

事業主
の
皆様へ

協会けんぽからのお願いです。
**退職時には必ず、速やかに「保険証」の
回収**をお願いします。



※扶養家族の保険証も併せて回収ください

- 退職すると、保険証は**退職の翌日**から使用できません。
- 扶養解除すると、保険証は**被扶養者でなくなった日**から使用できません。

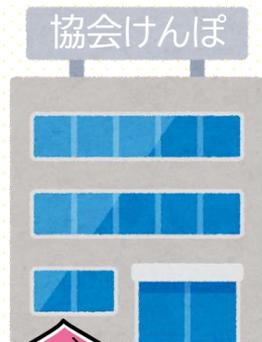
- 退職後に誤って保険証を使用した場合 -



退職後の
使用できない
保険証を提示
すると...

医療費	7割	3割
	協会けんぽが立替	自己負担

し、知ら
なかった...



協会けんぽが立替えた
7割分の医療費を
お返しいただきます。

返納金
通知書



※お支払いいただけない場合、法的措置を行います。



※立替払いした医療費には、皆様の大切な保険料が使われます。
保険料率に影響しますので、必ず保険証を返却してください。



全国健康保険協会 福島支部
協会けんぽ



退職後の健康保険のご案内

退職後の健康保険はどうすればいいですか？



退職後の健康保険には「全国健康保険協会の任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険（被扶養者）」の3つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、お早めに選択された健康保険にお手続きください。

※次の会社に勤務される場合にはその会社が加入している健康保険になります。

加入先	任意継続	国民健康保険	家族の健康保険（被扶養者）
手続き先	住所地管轄の協会けんぽ支部	住所地の市区町村	家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日まで2か月以上の加入期間があること 退職日から20日以内の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 住所地の市区町村へお問い合わせください 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族の勤務先へお問い合わせください
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 退職前の健康保険料（介護保険料を含む自己負担分）の2倍 ※上限があります 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度所得を基本に世帯人数、資産により決まります 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者が増えてもご家族の健康保険料は変わりません



退職後、すぐに病院にかかりたいけど…

退職後に上記の手続きを行っても、すぐに保険証がお手元に届かない場合があります。健康保険の加入日は退職の翌日からとなるため、原則は一旦全額自費で支払いの後、保険証が届き次第「療養費」の請求を行い、保険負担分の払い戻しを受ける形になります。受診される際に医療機関に保険証を切替中である旨の説明を行い、診療を受けてください。（療養費の手続きは加入した保険者にお問い合わせください）

ご不明な点は、お気軽に
お問い合わせください。

